

吉野川市第3次障がい者計画

概要版

第6期障がい福祉計画 第2期障がい児福祉計画



計画策定の背景

障がいのある人が地域の中で人格と個性を尊重され、障がいのあるなしにかかわらず互いに支えあい、安心して充実した生活を送ることができる社会（共生社会）の実現に向け、障がいのある人やその家族のニーズの多様化に対応するとともに、法制度の変化に的確に対応し、障がい福祉施策を総合的・計画的に推進するため、令和2（2020）年度で計画期間が終了する諸計画を改定し、新たに3計画を一体的に策定しました。



計画の期間

計画	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
吉野川市第3次障がい者計画	本計画（令和3（2021）年度から令和8（2026）年度まで）					
吉野川市第6期障がい福祉計画	第6期計画（本計画）			第7期計画		
吉野川市第2期障がい児福祉計画	第2期計画（本計画）			第3期計画		

計画の基本目標

個性を生かし、伸びやかに暮らせるまちをめざして

障がいの有無にかかわらず互いに人格と個性を認め合い、その人の意思や選択を実現するための支援を行うことによって、誰もがいきいきと、伸びやかに暮らせるまちをめざします。

吉野川市

令和3年（2021年）3月

施策の体系

基本
目標

基本施策

施策の方向性

個性を生かし、伸びやかに暮らせるまちをめざして

(1) 理解と交流の促進

- ①交流・ふれあいの場の充実
- ②福祉教育の推進
- ③地域福祉とボランティア活動の推進

(2) 教育、文化芸術活動、
スポーツ等の推進

- ①早期療育、就学前保育・教育の充実
- ②インクルーシブ教育システムの推進
- ③学校における特別支援教育の充実
- ④生涯学習
- ⑤文化芸術活動、スポーツ等の振興

(3) 雇用・就労支援の促進

- ①障がい者の雇用・就業の促進
- ②福祉的就労の充実
- ③総合的な雇用・就労支援施策の推進

(4) 保健・医療の充実

- ①疾病の予防・早期発見対策の推進
- ②早期療育体制の整備
- ③医療・リハビリテーションの充実
- ④精神保健福祉の推進

(5) 総合的な地域生活支援

- ①相談支援体制の充実
- ②在宅サービス等の充実
- ③経済的支援の充実
- ④施策の連携と総合的推進
- ⑤サービスの質の向上

(6) 日常生活環境の整備

- ①福祉のまちづくりの推進
- ②住宅・生活環境の整備
- ③交通・移動対策の推進
- ④防災・防犯対策の推進

(7) 差別の解消、権利擁護の
推進

- ①障がいを理由とする差別の解消の推進
- ②権利擁護の推進

(8) 行政サービス等における
配慮

- ①行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等
- ②アクセシビリティの向上

成果目標

国の方針を参考にしながら、地域の実状に応じた目標を定めました。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	数値 (令和5年度末)
基準値（施設入所者数）	101人
目標年度入所者数	99人
目標値（地域生活移行者数）	2人
	98%
目標値（削減見込み数）	2人
	2%

(2) 地域生活支援拠点が有する機能の充実

項目	数値 (令和5年度末)
地域生活支援拠点等の確保	令和3年度設置
年1回以上運用状況を検証及び検討	—

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

①福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加

活動指標	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者のうち一般就労への移行者数			
就労移行支援事業	2人	2人	3人
就労継続支援A型事業	2人	2人	2人
就労継続支援B型事業	1人	1人	1人

②職場定着率の増加

ア. 就労定着支援事業の利用者数【新規】

項目	数値 (令和5年度末)
基準値（一般就労移行者数）	3人
目標値（一般就労移行者数）	1人
	33%

イ. 就労定着支援事業の就労定着率【新規】

項目	数値 (令和5年度末)
基準値（就労定着支援事業所数）	—
目標値（就労移行事業所数）	—
	—

吉野川市には現在、就労定着支援事業所がないため、現時点で数値目標は設定しません。

(4) 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

活動指標	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の設置			
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	2回	2回	2回
保健、医療(精神科及び精神科以外の医療機関別)、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごとの参加者数	14人	14人	14人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回
精神障がい者における障がい福祉サービス種別の利用者数			
地域移行支援の利用者数	1人	2人	2人
地域定着支援の利用者数	1人	2人	2人
共同生活援助の利用者数	10人	11人	12人
自立生活援助の利用者数	1人	2人	2人

(5) 相談支援体制の充実・強化等【新規】

項 目	設定の考え方 (令和5年度末)
相談支援体制の充実・強化等	総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保するため、基幹相談支援センターの設置等について研究、検討を続ける。

(6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築【新規】

項 目	設定の考え方 (令和5年度末)
障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	県が実施する研修等への積極的な参加、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有及び指導監査の適正な実施により障がい福祉サービス等の質の向上を図る。

(7) 障がい児支援の提供体制の整備等

項 目	数 値 (令和5年度末)
児童発達支援センターの設置	1か所
保育所等訪問支援を利用できる体制	1か所
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1か所
医療的ケア児支援のための協議の場の設置	1か所
医療的ケア児に関するコーディネーターの配置	2人

■発行年月／令和3年3月

■発 行／吉野川市

■編 集／吉野川市 健康福祉部 社会福祉課

吉野川市鴨島町鴨島115番地1 TEL 0883-22-2263 FAX 0883-22-2260